

○京都府中小企業技術センター機械器具貸付規則

昭和 40 年 3 月 31 日
京都府規則第 7 号

〔京都府立中小企業指導所機械器具貸付規則〕をここに公布する。

京都府中小企業技術センター機械器具貸付規則

(昭 51 規則 64・平元規則 28・平 17 規則 25・改称)

(趣旨)

第 1 条 京都府中小企業技術センターが機械器具（別表に掲げる機械器具をいう。以下同じ。）を貸し付けるときは、京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号）第 202 条の規定にかかわらずこの規則の定めるところによる。

(昭 41 規則 31・昭 46 規則 3・昭 52 規則 6・平元規則 28・平 17 規則 25・一部改正)

(貸付けの範囲)

第 2 条 機械器具は、これを使用して試作研究を行なう者に貸し付けるものとする。

(貸付料)

第 3 条 機械器具の貸付料は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が別に定める大規模な災害（以下「大規模災害」という。）の発生した日において事業を実施していた者が、当該大規模災害により、当該事業の再開のため、別表に掲げる機械器具の貸付けを受ける必要が生じたときは、当該大規模災害ごとに知事が別に定める日までの間に限り、同項に規定する貸付料は、無料とする。

(平 24 規則 57・一部改正)

(貸付期間)

第 4 条 機械器具の貸付期間は、7 日以内とする。

(借受けの申込み)

第 5 条 機械器具を借り受けようとする者は、機械器具借受け申込書（別記第 1 号様式。以下「申込書」という。）を京都府中小企業技術センター所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

(昭 41 規則 31・平元規則 28・平 17 規則 25・一部改正)

(貸付けの承諾)

第 6 条 所長は、申込書を受理したときは、貸し付けることが適当と認めた場合にあつては申込書を提出した者（以下「申込者」という。）に貸付承諾書（別記第 2 号様式）を交付し、貸し付けしない場合にあつてはその旨を申込者に通知するものとする。

(貸付料の納付等)

第 7 条 機械器具の貸付けの承諾を受けた者（以下「借受人」という。）は、貸付料を前納しなければならない。

2 既納の貸付料は、還付しない。

3 借受人は、機械器具を借り受けた目的以外に使用してはならない。

(機械器具の損傷等)

第 8 条 借受人は、機械器具を損傷したときは、ただちに所長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 前項の損傷が、借受人の責めに帰すべき理由によると認められるときは、借受人はこれの修理または取替えに要する経費を負担しなければならない。

(承諾の取消し)

第9条 所長は、借受人に機械器具を継続して使用させることが不適當であると認められる行為があつた場合は、第6条の承諾を取り消すことがある。

(その他)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和40年4月1日から施行する。

(平16規則39・旧附則・一部改正、平23規則24・平29規則9・一部改正)

2 次に掲げる者であつて、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者に該当するものが別表に掲げる機械器具の貸付けを受けるときは、平成34年3月31日までの間に限り、第3条に規定する貸付料は、同表の左欄の区分に従い、それぞれに定める貸付料額から当該額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。この場合において、算出した貸付料額に10円未満の端数が生じた場合は、5円以上のものは10円とし、5円未満のものは切り捨てる。

(1) 府内に主たる事務所又は事業所を有する者

(2) 府内の事務所又は事業所における事業に係る借受けの申込みをしようとする者

(平19規則7・追加、平23規則24・旧第3項繰上・一部改正、平24規則13・平29規則9・一部改正)

附 則(昭和41年規則第31号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和41年6月16日から適用する。

附 則(昭和46年規則第3号)抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年規則第64号)

この規則は、昭和52年1月1日から施行する。

附 則(昭和52年規則第6号)抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年規則第36号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(平成元年規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年規則第9号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年規則第 25 号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年規則第 7 号）抄

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年規則第 24 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 13 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 57 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 第 1 条の規定による改正後の京都府織物・機械金属振興センター機械器具貸付規則第 3 条第 2 項及び第 2 条の規定による改正後の京都府中小企業技術センター機械器具貸付規則第 3 条第 2 項の規定は、平成 24 年 8 月 13 日から適用する。

附 則（平成 26 年規則第 8 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年規則第 9 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中京都府織物・機械金属振興センター機械器具貸付規則附則第 2 項の改正規定及び第 2 条中京都府中小企業技術センター機械器具貸付規則附則第 2 項の改正規定（これらの改正規定中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。